

大牟田市における空き地及び空家等の相談窓口並びに
コーディネーター設置に関する協定書

大牟田市（以下「甲」という。）と、ありあけ不動産ネット協同組合（以下「乙」という。）は、大牟田市における空き地及び空家等の対策を推進するため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携、協力し、大牟田市内の空き地及び空家等の対策を推進することにより、市民生活へ影響を及ぼしている空き地及び空家等を改善し、もって市民が安心して安全に暮らせる魅力ある生活環境の形成を目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 大牟田市空き地及び空家等の適正管理に関する条例（平成28年第32号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する空き地をいう。
- (2) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (3) 所有者等 条例第2条第4号に規定する所有者等をいう。
- (4) 組合員等 乙の正組合員、準組合員及び賛助会員をいう。
- (5) コーディネーター 乙の組合員等のうち乙が定める研修を修了したものであって、乙が設置する相談窓口において問題解決のための情報提供及び提案等を行うものをいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、第1条の目的達成のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 所有者等に次条第1項の規定により乙が設置する相談窓口を紹介する業務
 - (2) 所有者等の同意を得て、所有者等の連絡先を相談窓口を提供する業務
 - (3) 所有者等に対する空き地及び空家等の適正管理及び利活用の促進に関する啓発事業
- 2 甲は、広報紙、市ホームページその他の方法により、乙が行う相談業務の周知に努めるものとする。

（乙が行う業務）

第4条 乙は、第1条の目的達成のため、所有者等からの空き地及び空家等の売買、賃貸、管理、有効活用及び相続等に関する相談業務を無料で行う相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、コーディネーターを配置するものとする。

2 相談窓口は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 所有者等に対して、空き地及び空家等の状況、立地等に応じた、売買、賃貸、管理、有効活用及び相続等に関する情報提供及び提案等を行うコーディネート業務
- (2) 相談内容に応じた専門業者の紹介
- (3) 空き地及び空家等の発生予防に関する業務
- (4) 所有者等に対する情報提供のため、組合員等の事務所等において、啓発チラシ配布、ポスター掲示等を行う業務
- (5) その他空き地及び空家等の適正管理及び利活用の促進に関する業務

(報告)

第5条 甲は、相談窓口での業務の実施について、必要に応じて乙に報告を求められることができるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から相談窓口での業務の実施状況について報告を求められたときは、実施状況を確認し、甲に報告するものとする。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、組合員等以外の第三者に対し協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせてはならない。

(個人情報)

第7条 乙は、相談窓口の業務に関して知り得た個人情報に関する情報について、本人の同意を得ずに、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 個人情報の取扱いについては、別に甲が定める大牟田市における空き地及び空家等の相談窓口並びにコーディネーター設置に関する個人情報取扱特記事項に定めるとおりとする。

(解除)

第8条 甲は、乙が大牟田市における空き地及び空家等の相談窓口並びにコーディネーター設置に関する個人情報取扱特記事項に違反しているとき、この協定の解除をすることができる。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による協定終了の意思表示がないときは、この協定は、自動的に同一条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(所有者等との契約)

第10条 この協定は、乙又は組合員等が所有者等と売買、賃貸又は請負等の所有者等の空き地又は空家等に関する契約を締結することを妨げない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙で協議し、決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙は署名の上、各1通を保有するものとする。

平成30年9月4日

甲) 大牟田市有明町2丁目3番地
大牟田市
代 表 大牟田市長 中尾 昌弘

乙) 大牟田市諏訪町3丁目10番地
ありあけ不動産ネット協同組合
代 表 理事長 川添 健一